

議案第 6 5 号

二宮町道路構造等の基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

道路構造令の一部改正により、自転車通行帯の設置に関する基準等を定めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町道路構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例

二宮町道路構造等の基準を定める条例（平成25年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第28条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第36条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 6 5 号) 二宮町道路構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(車線等) 第4条 車道(停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 (略) 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯</u>を除く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第30条の規定により車道に^{さく}狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 <u>(自転車通行帯)</u> 第7条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> <u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> <u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u> <u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u>	(車線等) 第4条 車道(停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2～4 (略) 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第30条の規定により車道に^{さく}狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

改正後	改正前
(自転車道) 第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3～5 (略) (自転車歩行者道) 第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 (略) (歩道) 第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～5 (略)	(自転車道) 第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3～5 (略) (自転車歩行者道) 第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 (略) (歩道) 第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～5 (略)

改正後	改正前
(待避所) 第28条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、5メートル以上とすること。 (小区間改築の場合の特例) 第36条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条第2項、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。	(待避所) 第28条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。 (1)・(2) (略) (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。 (小区間改築の場合の特例) 第36条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。